

■ 現状（12/3 第31回府新型コロナウイルス対策本部会議決定）

学習活動については、感染リスクの高いものは行わないとしたうえで、分散登校や短縮授業は行わず、1教室40人の通常形態を継続

➔ 不安により登校できない児童生徒等への対応については、引き続きオンラインの活用等により、学びの保障を徹底【制限する教育活動等】

感染リスクの高い教科活動	長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。 （例）・音楽：室内で児童生徒が近距離で行う合唱 ・体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動 ・家庭：児童生徒同士が近距離で活動する調理実習
修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動	旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は中止
部活動	各競技団体等のガイドライン等に基づき、一部活動内容を制限

■ 緊急事態宣言後の教育活動について

学習活動は原則維持したうえで、集団行動を伴う活動については、一部制限を強化

【制限を強化する教育活動等】

修学旅行、校外活動等	宿泊や府県間の移動を伴う活動については、中止または延期
部活動	練習試合や合同練習の禁止等

○卒業式等の式典は、形態を工夫して実施

○入学者選抜については、感染症対策や受験機会の確保に万全を期して実施（1月下旬までにマニュアルを通知）

【参考】文部科学省通知（令和3年1月8日）

地域一斉の臨時休業は、学びの保障や子供の心身への影響といった観点から避けるべき。ただし、緊急事態宣言の対象区域においては、学校設置者の判断により、生徒等の通学の実態等も踏まえ、例えば時差登校等の感染症対策をさらに徹底すべき

■ 市町村立学校及び私立学校について

府立学校における教育活動の考え方に基づく対応を要請し、具体的な対応は設置者の判断により決定